

公益社団法人東京労働基準協会連合会立川労働基準協会支部
支部長 殿

東京労働局長

男女の賃金の差異に係る情報公表及び育児・介護休業法に基づく
育児休業等の取得状況公表義務化に係る周知の協力依頼について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の業務の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局においては、令和4年7月8日の女性活躍推進法の省令及び告示の改正により常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、毎年少なくとも1回、直前の事業年度終了後おおむね3か月以内に、男女の賃金の差異について厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」等に掲載する方法等により情報公表を行うことが義務付けられたことを契機として、企業においてより一層の女性の活躍への取組が行われるよう働きかけているところです。

また、育児・介護休業法の改正により、令和5年4月1日以降、常時雇用する労働者数が1001人以上の事業主は、毎年少なくとも1回、直前の事業年度終了後おおむね3か月以内に、男性労働者の育児休業等の取得状況を同様に公表する必要があります。

つきましては、情報公表等の取組を行うに当たり、参考となる資料を当局のホームページに掲載していますので、傘下会員における対象企業の皆さまへ、ホームページやメールマガジン等に御掲載いただくなどの御配慮を賜り、周知に御協力いただきたくお願い申し上げます。

【特設ページ】男女の賃金の差異、育児休業の取得状況に係る情報公表



【連絡先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課（担当：江口、酒井）
〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14階
TEL 03-3512-1611